

受益と負担の適正化、施設・制度の効果的・効率的な運営を図るもの

◎素案から変更があったもの

○今後、具体的な方策について検討するもの

- ◆敬老優待乗車証【健康福祉局】
 { 個別シート P.1~2
 具体内容一覧表 P.23

社会経済情勢等が変化する中、高齢者の社会参加の促進という制度趣旨を尊重しつつ、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、今後の市政改革の進捗状況並びに市会等での議論を踏まえ具体的な方策について検討する

- ◆上下水道料金福祉措置【健康福祉局】
 { 個別シート P.3~4
 具体内容一覧表 P.23

今後、高齢化が進展する中、市政改革の進捗状況並びに市会等での議論を踏まえ具体的な方策について検討する

○見直し年度が変更となったもの

- ◆春日出・歌島・瑞光寺屋外プール ▲105 百万円【ゆとりとみどり振興局】
 { 個別シート P.5-1~6-2
 具体内容一覧表 P.27

※22 年度

21 年度 平成 20 年度には、市内 24 区すべてに屋内プールが完備されることから、老朽化及び費用対効果を勘案し屋外 3 プールの供用を廃止する。

※変更理由 21 年夏の営業を行い、周知期間も十分設定したうえで廃止するため

○見直し額が変更となったもの

※▲114 百万円

- ◆市営住宅管理センターの統廃合 ▲~~110~~ 百万円 (5 ヲ所→3 ヲ所) 【都市整備局】
〔個別シート P.7~8
具体内容一覧表 P.33〕

21 年度 管理センター開設から 12 年が経過したことにより、各種申請の手続き に関しては、入退去時の鍵の受け渡し及び減免申請時に詳細な説明を要するよう な特別な場合を除き、基本的にはすべて電話対応と郵送で完結できる管理方 式が定着している。

市内 5 ヲ所の住宅管理センターのうち、京橋・弁天町住宅管理センターにつ いては、利用状況や管理戸数等を勘案して、その機能を梅田・阿倍野住宅管 理センターへ移管し、住宅管理センターを統廃合する。

※変更理由 人件費の削減額の精査及び事務費の縮減

※▲5 百万円

- ◆市立幼稚園の休園 ▲~~4~~ 百万円 【こども青少年局】
〔個別シート P.9~10
具体内容一覧表 P.24〕

22 年度 幼児教育に必要な集団活動を確保する観点から、小規模かつ近接する市立幼 稚園を有している市立幼稚園 1 園を休園する。

※変更理由 削減対象経費の精査による見直しを行ったため

※▲4 百万円

- ◆市民スポーツの祭典 ▲~~2~~ 百万円 【ゆとりとみどり振興局】
〔個別シート P.11~12
具体内容一覧表 P.27〕

21 年度 市民スポーツの祭典の日に実施する教室等を、競技団体等の協力により工夫 を図ることで削減する

※変更理由 消耗品等の運営経費について、更に削減を行ったため

◎素案から変更がなかったもの

○受益と負担の適正化を図るもの

- ◆高齢者用電話貸与の見直し ▲54 百万円【健康福祉局】

21 年度 所得税非課税世帯のひとり暮らし等高齢者を対象に、本市名義の電話を貸与（設置助成 52,576 円＋基本使用料 1,785 円／月＋通話料 630 円／月）して
いる。

個人で設置済みの電話については、基本使用料及び通話料の助成を行っていないため、負担の公平性の観点から、新規設置費用の助成のみに改める。

また、現在、貸与中の電話については、本市名義の加入権を本人名義に変更し、基本使用料・通話料を本人負担とする

- ◆児童いきいき放課後事業 ▲43 百万円【こども青少年局】
 個別シート P.15～16
 具体内容一覧表 P.24

21年度 登録児童全員の安全保険料について保護者負担の導入 @500円/年

- ◆スポーツセンター・プール等管理運営 ▲46 百万円【ゆとりとみどり振興局】

22 年度 施設の安全性及び市民サービスは確保しつつ、無料駐車場の有料化や指定管理者のノウハウを一層活用することで、施設管理費の削減を図る

○施設管理運営の適正化等を図るもの

- ◆信太山老人ホーム ▲49 百万円【健康福祉局】

22 年度 養護老人ホームについては、近年、大阪市内に順次整備されてきており、信太山老人ホームは老朽化が著しいことから、入所者の処遇に配慮のうえ廃止の検討を進める

- ◆公立保育所の再編整備 +408 百万円【こども青少年局】

22 年度 公立保育所の機能充実を図り、地域における子育て支援施策の拠点とするため、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から再編整備を進める

- ◆阿倍野青年センター ▲25 百万円【こども青少年局】

22年度 青少年文化創造ステーションに青年センター機能を統合する

- ◆中央青年センター ▲134 百万円【こども青少年局】

22年度 青少年文化創造ステーションに青年センター機能を統合する

- ◆伊賀青少年野外活動施設 ▲35 百万円【こども青少年局】 { 個別シート P.25~26
具体内容一覧表 P.24
22 年度 老朽化及び費用対効果を勘案して利用形態の見直しを行うとともに、青少年
の野外活動体験事業の充実に取り組む

- ◆森之宮屋内プール ▲43 百万円【ゆとりとみどり振興局】 { 個別シート P.27~28
具体内容一覧表 P.27
22 年度 屋内プールについては 1 区 1 館の整備を進めており、城東区内には城東屋内
プール（H10 開設）が設置されていることから、老朽化が著しい森之宮屋内
プールの供用廃止等を図る

- ◆鶴見展望塔（いのちの塔） ▲20 百万円【ゆとりとみどり振興局】 { 個別シート P.29~30
具体内容一覧表 P.27
22 年度 費用対効果等を勘案し、有料施設として営業を休止するが、国際花と緑の博
覧会時に募集した「いのちの塔」会員コーナーは別途、鶴見緑地内で確保す
る

- ◆小規模な小学校の配置の適正化 ▲120 百万円【教育委員会事務局】 { 個別シート P.31~32
具体内容一覧表 P.43
22 年度 平成 20 年 6 月の大阪市学校適正配置審議会からの答申に基づき、小規模化に
伴う課題改善のために、特に小規模な小学校 3 校の配置の適正化を地域関係
者や保護者の理解を得ながら進める

- ◆全日制高等学校の学級数減 ▲10 百万円【教育委員会事務局】 { 個別シート P.33~34
具体内容一覧表 P.43~44
21~22 年度 長期的な少子化が一層進むものの、平成 22 年度より数年間については、
府内公立中学校卒業者の一時的な増加が見込まれるため、この間の中学
校における進路指導に影響が出ることが予想されるが、大阪の発展を支
える人材育成の観点から、社会のニーズに対応し、市立高校の一層の特
色化を図るため、学級減を行いつつ再編統合を進める

- ◆もと青少年会館 ▲329 百万円【教育委員会事務局】 { 個別シート P.35~36
具体内容一覧表 P.43
22 年度 他の施設との統廃合を視野に入れ見直しを進めるが、利用者への影響が小さ
くなるよう検討する

○利用実態に即し、持続可能な制度として維持・継続するもの

- ◆市営交通料金福祉措置 ▲4 百万円【こども青少年局】 { 個別シート P.37~38
具体内容一覧表 P.25
22 年度 ひとり親世帯について所得制限を導入する
父子世帯を含むひとり親世帯に対象者を拡充する

- ◆上下水道料金福祉措置 ▲24 百万円【こども青少年局】 { 個別シート P.39~40
具体内容一覧表 P.25
22 年度 ひとり親世帯について所得制限を導入する

◆高校生奨学費 ▲101 百万円【教育委員会事務局】
〔個別シート P.41~42
具体内容一覧表 P.44〕

22 年度 給付制度として維持することとし、新たに入学資金を創設するとともに、支給対象人員を拡大（非課税世帯全員の採用を目指す）するなど、制度の充実を図る

なお、支給単価については、入学資金 35,000 円、学習資金（月額）6,000 円とする

○制度の効率的な運用を図るもの

◆地域スポーツセンター管理運営 ▲41 百万円【ゆとりとみどり振興局】
〔個別シート P.43~44
具体内容一覧表 P.27〕

22 年度 現在、スポーツセンターの稼働率は 100%に近いことから、切替時間を無くして 1 日の区分数を増やし、1 区分あたりの利用時間は若干短くなるものの、市民利用の機会を拡大する一方で、収入増を図る

（利用区分 3 区分→4 区分へ、cf：3.5H→3H・第 1 体育場@2,200 円）

○その他

◆学校維持運営費 ▲2,442 百万円【教育委員会事務局】
〔個別シート P.45~46
具体内容一覧表 P.44〕

21~22 年度 教育活動や教育環境等への影響に配慮し、計画的かつ効率的な経費執行や管理経費の縮減に努める

◆市民学習センター ▲302 百万円【教育委員会事務局】
〔個別シート P.47~48
具体内容一覧表 P.43〕

22 年度 利用料金制度の導入や管理経費等の縮減を図るとともに、賃料負担軽減のために本市の未利用施設などに移転することを検討する。

なお、移転にあたっては、市民の利便性や適正な場所の確保などに努める

◆クラフトパーク ▲168 百万円【教育委員会事務局】
〔個別シート P.49~50
具体内容一覧表 P.43〕

22 年度 利用料金制度の導入や管理経費等の縮減を図るが、受講ニーズに合わせた講座等の実施に努める

◆難病患者等に対する見舞金の廃止 ▲112 百万円【健康福祉局】
〔個別シート P.51~52
具体内容一覧表 P.22〕

21 年度 個人給付（年 1 万円／人・19 年度実績 8,997 人）であるので、廃止を検討する

【個別シート】

事業名称	敬老優待乗車証		
担当 (問い合わせ先)	健康福祉局 高齢者施策部いきがい担当	TEL 6208 - 8054	
平成20年度予算額	8,818,629千円 (交付金 8,172,173千円 事務費 646,456千円)	見直しによる 削減見込み額	—
現行制度 の内容	大阪市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、大阪市営交通機関(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付し、社会参加を促進し元気でいつまでも活躍していただくなど、高齢者の生きがい施策として実施 (昭和47年事業開始／支給対象者数:昭和48年度 9万3千人→平成20年度 31万人)		
現行制度の 課題・問題点	・昨年の9月から導入したICカードの利用の実態を見ると、平成20年度予算を上回る可能性も出てきている。 ・全体の80数%を超える人が1カ月5,000円未満の利用である一方、各区の利用者の状況を見ると非常に高額な利用者の存在も明らかになった。 ・今後とも高齢者と高齢化率は確実に増え続けるため、団塊の世代全員が70歳以上となる平成32年度には70歳以上の市民は55万人に、利用額は130億円に達すると推計されている。		
見直し の考え方	社会経済情勢等が変化する中、高齢者の社会参加の促進という制度趣旨を尊重しつつ、今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、今後の市政改革の進捗状況並びに今後の市会等での議論を踏まえ具体的な方策について検討する		
見直し内容	—		
見直しによる効果	—		

見直し実施 による影響	(現行)	
	(対象者) 市内在住の70歳以上の高齢者 「利用者負担なし」	—
参考 (他都市事例など)	<主な政令指定都市等の状況> 所得に応じた負担を設けている都市 ・・・東京都・横浜市・京都市・仙台市・名古屋市 利用回数に応じた負担を設けている都市 ・・・札幌市・川崎市・神戸市・北九州市・福岡市 所得制限を設けている都市 ・・・広島市	

【個別シート】

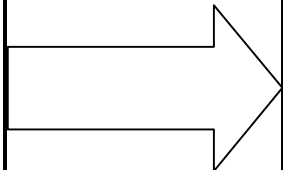
事業名称	上下水道料金福祉措置		
担当 (問い合わせ先)	健康福祉局 生活福祉部地域福祉担当		TEL 6208-7959
平成20年度予算額	3,800,416千円 (交付金 3,789,293千円) (事務費 11,123千円)	見直しによる 削減見込み額	—
現行制度 の内容	高齢者世帯等の負担軽減を図ることを目的として、上下水道料金の基本料金相当額(月額 1,576円)を免除している。		
現行制度の 課題・問題点	・障害者については、福祉措置として重度(1級・2級等)を対象としている。 ・高齢者については昭和48年の制度発足当時から10歳近くの平均寿命の延びにもかかわらず、対象となる高齢者の年齢が67歳以上から65歳以上と拡大され、福祉措置としての位置づけが希薄となっている。 ・さらに、他都市と比較しても、高齢者世帯について、65歳以上と年齢のみで、介護度、所得いずれも制限が設けられていないのは大阪市だけである。		
見直し の考え方	今後、高齢化が進展する中、市政改革の進捗状況並びに市会等での議論を踏まえ具体的な方策について検討する		
見直し内容	—		
見直しによる効果	—		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 福祉措置の対象となる高齢者世帯 ① 65歳以上の一人暮らしの世帯 ② 65歳以上の方ばかりの世帯 ③ 夫婦どちらか一方が65歳以上で、配偶者が60歳以上の二人暮らしの世帯 ④ ③の夫婦と65歳以上の方が同居している世帯 ⑤ 親が65歳以上で子(子の配偶者を含む)が60歳以上の親子の世帯 ⑥ ⑤の親子と65歳以上の方が同居している世帯 (いずれも義務教育終了以前の児童を養育している場合も適用)	—
参考 (他都市事例など)	他都市との比較では、政令指定都市及び東京都の18都市のうち、9市については高齢者世帯など個別の世帯を対象とした福祉措置を設けていない。 また、高齢者世帯については本市を含め7都市が福祉措置を実施しているが、要件が65歳以上と年齢のみで、介護度、所得いずれも制限がないのは本市だけである。 そのため、平成19年度の上水道料金の減免状況を比較すると、横浜市との比較では、件数で3.08倍、金額で3.96倍となっており、大阪市が件数、金額においても他都市をはるかに上回っている状況である。	

【個別シート】

事業名称	春日出・歌島・瑞光寺屋外プール		
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 緑化推進部管理担当	TEL 06-6615-0643	
平成20年度予算額	104,802千円	見直しによる 削減見込み額	▲104,802千円
現行制度 の内容	此花区の春日出プール、西淀川区の歌島プール、東淀川区の瑞光寺プールの屋外プール3施設を、7月及び8月の2ヶ月間供用を行っている。 平成20年度 供用期間:7月15日から8月31日まで 供用時間:10時から17時 入場料金:大人 400円 65歳以上及び児童等 150円 就学前児童 無料		
現行制度の 課題・問題点	春日出、歌島、瑞光寺の屋外プール3施設は、昭和38年から昭和42年にかけて建設されたもので、築後40年以上が経過しており老朽化が著しく、毎年、供用を行うための施設の補修が必要である。 また、入場者数も減少し、近年は無料入場も含めて5万人弱で推移している。		
見直し(素案) の考え方	今後、継続して供用していくためには大幅な改修あるいは建て替えが必要となってくる こと、平成20年度中に市内24区すべてに屋内プールが整備されることなどを総合的に 勘案して屋外3プールを廃止する。		
見直し(素案)	老朽化が著しく、今後大幅な改修あるいは建て替えが必要となることから、費用対効果 を勘案し、春日出、歌島、瑞光寺の屋外3プールを廃止する。		
見直し(素案) による効果	供用するために必要な管理運営に係る経費を削減することができる。		

修正案の 考え方	廃止に向けては、市民に十分周知を行ったうえで、皆様の理解を求めることが必要である と考え、平成21年は夏の営業を行い、営業期間中にも周知を行ったうえで廃止すべく、見 直し年度を21年度から22年度に変更する。
修正案	老朽化が著しく、今後大幅な改修あるいは建て替えが必要となることから、費用対効果 を勘案し、春日出、歌島、瑞光寺の屋外3プールを22年度に廃止する。
修正案による 効果	供用するために必要な管理運営に係る経費を削減することができるのと同時に、市民への周 知を十分に行うことができる。

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 1年の内、7月及び8月の2ヶ月間のみ の供用であり、天候等により休みとなる場 合がある。 ・春日出屋外プール(此花区) 此花区春日出南1-2-33 ・歌島屋外プール(西淀川区) 西淀川区御幣島5-7-23 ・瑞光寺屋外プール(東淀川区) 東淀川区瑞光2-2-2	(見直し後) 平成20年度内に市内24区すべてに屋内 プールが整備されることから、廃止する屋外 プールの利用者は、屋内プールを利用してい ただくことになるが、1年をとおして水泳を楽 しむことができる。 また、今回廃止する屋外プール以外に屋内 プールやスポーツセンターに併設された屋外 プールが5ヶ所あり、こちらを利用することも できる。 廃止した後の跡地については、公園として 有効な活用を検討する。 ＜参考＞ 当該区屋内プール ・此花屋内プール 此花区西九条5-4-21 ・西淀川屋内プール 西淀川区大和田2-5-7 ・東淀川屋内プール 東淀川区東淡路1-4-53 屋外プール ・扇町プール 北区扇町1-1 ・下福島プール 福島区福島4-1-82 ・長居プール 東住吉区长居公園1-1 ・真田山プール 天王寺区真田山町5-109 ・旭プール 旭区高殿5-3-12		修正案の実施 による影響 (モデルケース)	当該施設の廃止や通年ご利用いただける屋内プール等の案内を行うなど、十分な期間 をかけて、利用者の皆様に理解が得られるよう周知を図ることができる。 なお、平成20年度中には24区に屋内プールが整備されること、また屋内プール等に併設 した屋外プールが5カ所あるなど、市民利用に際しては、修正前と変更はない。
	参考 (他都市事例など)	守口市 平成17年4月1日 守口市営プール条例廃止 市営プール 5カ所 廃止理由 施設老朽化に伴い、利用者の安全を確保するためには、 多額の維持補修費と運営経費が必要となるため 高石市 平成5年 屋外プール1カ所廃止 平成17年 屋外プール1カ所廃止 理由 施設の老朽化			

【個別シート】

事業名称	市営住宅管理センターの統廃合		
担当 (問い合わせ先)	都市整備局 住宅部管理担当		TEL 6208-9260
平成20年度予算額	1,033,792千円	見直しによる 削減見込み額	▲114,400千円 ▲109,954千円
現行制度 の内容	市内約10万戸の市営住宅を管理するため、平成8年に市内5カ所(梅田・京橋・弁天町・阿倍野・平野)に住宅管理センターを開設した。 管理センターでは、住宅の貸付に関する業務、家賃収納に関する業務、管理に関する業務、修繕に関する業務、駐車場に関する業務など住宅管理に関する業務全般について実施している。		
現行制度の 課題・問題点	住宅管理センターの利用状況を分析すると、日常的に頻繁に管理センターに来所して利用している入居者はごく少数となっている。また、管理センターに来所している方のうち多くの方は、家賃の支払いや収入申告手続きなどで来所されており、これらの手続きについては納付書や郵送などの簡便な方法で済ませることができる。		
見直しの 考え方	住宅管理センター開設から12年が経過したことにより、各種申請等の手続きに関しては、入退去時の鍵の受け渡し及び減免申請時に詳細な説明を要するような特別な場合を除き、基本的にはすべて電話対応と郵送で完結できる管理方式が定着している。 管理センターの利用状況や管理戸数等を勘案して、管理センターの統廃合を図る。		
見直し内容	京橋住宅管理センター、弁天町住宅管理センターの業務を梅田・阿倍野住宅管理センターに集約化を図ることにより、京橋・弁天町住宅管理センターを廃止する。		
見直しによる効果	京橋・弁天町住宅管理センターのセンター業務の集約化に伴う、梅田・阿倍野住宅管理センターの業務量の増加については、業務量の増加に伴う混乱が生じないよう、両センターに必要な要員を配置する。 住宅の入退去時や、初めて減免申請をされる方については、今後も管理センターで手続きをしていただく必要がある。また、住宅の補修や苦情などについては、各センターから現場に出向いて対応している。管理センターを利用される市民の方々の利便性や、引き続き迅速な現場対応が可能となる管理体制とするため、市内の北ブロックに1箇所(梅田)、南ブロックに1箇所(阿倍野)、市営住宅が集積している平野に1箇所、市内3箇所の管理センターによる管理体制を維持した。 住宅管理センターの統廃合により、年間約1億1000万円の経費の削減を図ることが出来る。		

※ 人件費の削減額の精査及び事務費の縮減

	(見直し前)	(見直し後)																																			
	<table><tr><th>行政区</th><th>統合前センター</th><th>統合後センター</th></tr><tr><td>北区</td><td rowspan="7">梅田</td><td rowspan="12">梅田</td></tr><tr><td>福島区</td></tr><tr><td>中央区</td></tr><tr><td>西淀川区</td></tr><tr><td>淀川区</td></tr><tr><td>東淀川区</td></tr><tr><td>旭区</td></tr><tr><td>此花区</td><td>弁天町</td></tr><tr><td>都島区</td><td rowspan="4">京橋</td></tr><tr><td>東成区</td></tr><tr><td>城東区</td></tr><tr><td>鶴見区</td></tr><tr><td>天王寺区</td><td rowspan="8">阿倍野</td><td rowspan="11">阿倍野</td></tr><tr><td>浪速区</td></tr><tr><td>生野区</td></tr><tr><td>阿倍野区</td></tr><tr><td>住之江区</td></tr><tr><td>住吉区</td></tr><tr><td>東住吉区</td></tr><tr><td>西成区</td></tr><tr><td>西区</td><td rowspan="3">弁天町</td></tr><tr><td>港区</td></tr><tr><td>大正区</td></tr><tr><td>平野区</td><td>平野</td><td>平野</td></tr></table>	行政区	統合前センター	統合後センター	北区	梅田	梅田	福島区	中央区	西淀川区	淀川区	東淀川区	旭区	此花区	弁天町	都島区	京橋	東成区	城東区	鶴見区	天王寺区	阿倍野	阿倍野	浪速区	生野区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	西成区	西区	弁天町	港区	大正区	平野区	平野	平野
行政区	統合前センター	統合後センター																																			
北区	梅田	梅田																																			
福島区																																					
中央区																																					
西淀川区																																					
淀川区																																					
東淀川区																																					
旭区																																					
此花区	弁天町																																				
都島区	京橋																																				
東成区																																					
城東区																																					
鶴見区																																					
天王寺区	阿倍野	阿倍野																																			
浪速区																																					
生野区																																					
阿倍野区																																					
住之江区																																					
住吉区																																					
東住吉区																																					
西成区																																					
西区	弁天町																																				
港区																																					
大正区																																					
平野区	平野	平野																																			
見直し実施 による影響 (モデルケース)																																					
参考 (他都市事例など)	●大阪府 大阪府営住宅 135,233戸 内 市内の府営住宅戸数 13,439戸 (※いずれも公営住宅のみの管理戸数) 府下の管理センター 5箇所 内 市内の管理センター 1箇所 (公営住宅のみを管理) ●神戸市(管理戸数:54,432戸) 市本課及び公社本課のみ 支所等はなし ●京都市(管理戸数:23,619戸) 方面事務所4箇所(公営住宅のみを管理) ●横浜市(管理戸数:31,149戸) 管理事務所5箇所 ●福岡市(管理戸数:31,731戸) 市本課及び公社本課のみ 支所等はなし																																				

【個別シート】

事業名称	市立幼稚園の休園		
担当 (問い合わせ先)	こども青少年局子育て支援部幼稚園運営企画担当		TEL 06-6208-8164
平成20年度予算額	442,071千円	見直しによる 削減見込み額	※▲4,748千円 ▲4,260千円
現行制度 の内容	・市立幼稚園は現在60園あり、就学前児童の教育施設として、子どもたちが集団での活動を通じて「生きる力」の基礎を育むことや、預かり保育など地域における子育て支援の機能を果たしている。		
現行制度の 課題・問題点	・少子化や保護者の就労形態の多様化などの影響もあり、ここ数年で充足率が大幅に落ち込むなど厳しい状況にある園もあり、このような状況では、幼稚園教育の活動に必要なグループ活動にも支障がある。		
見直しの 考え方	・ここ数年で充足率が大幅に落ち込むなど厳しい状況にある園もあることから、幼稚園での取り組み内容の充実、統廃合等規模の適正化等の基本的な考えを盛り込んだ、「市立幼稚園のあり方」を平成19年7月に、教育委員会事務局とともに取りまとめた。 ・「市立幼稚園のあり方」にあるように、「直近5年間の平均の定員充足率が70%を満たしていない」規模の園は、特に小規模な幼稚園になっており、幼稚園教育の活動に必要なグループ活動にも支障があることから、近隣の市立幼稚園において受け入れ体制が確保できる場合などについて、定員充足率や今後の園児数の推移、受け入れ体制等を考慮し、地域や保護者と意見交換を行い、理解を得ながら規模の適正化を進める必要がある。		
見直し内容	・平成22年度 幼児教育に必要な集団活動を確保する観点から、小規模かつ近接する市立幼稚園を有している市立幼稚園1園を休園する。		
見直しによる効果	1園あたりの削減額▲4,748千円		

※ 削減対象経費の精査による見直しを行ったため

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) ・特に小規模な幼稚園では、幼稚園教育で必要なグループ活動に支障がある。	(見直し後) ・幼児教育に必要な集団活動を確保することができる。 ・市立幼稚園への就園を希望する幼児にとっての影響が少ないように、近隣の市立幼稚園において受け入れ体制を確保しつつ取り組む。																			
参考 (他都市事例など)	市立幼稚園を10園以上設置する指定都市における設置数 <table> <tr> <td rowspan="9">{</td> <td>浜松市</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>11</td> </tr> </table>		{	浜松市	75	神戸市	46	名古屋市	27	広島市	27	札幌市	17	京都市	17	静岡市	13	新潟市	11	堺市	11
{	浜松市	75																			
	神戸市	46																			
	名古屋市	27																			
	広島市	27																			
	札幌市	17																			
	京都市	17																			
	静岡市	13																			
	新潟市	11																			
	堺市	11																			

【個別シート】

事業名称	市民スポーツの祭典		
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 スポーツ部生涯スポーツ担当	TEL 06-6615-0915	
平成20年度予算額	32,300千円	見直しによる 削減見込み額	▲4,318千円 ▲2,000千円
現行制度 の内容	「体育の日」に、市民あげて「スポーツに親しみ、健康な心身を培う」ことを目的に、市民が気軽に参加できるような各種の催しを実施している。 本事業は、大阪市体育厚生協会・大阪市体育指導員協議会・(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会・競技団体、その他関係団体の協力により、長居陸上競技場を含む「長居公園」をメイン会場として、中央体育館その他市内全域のスポーツセンター、屋内プール等で各種教室及び大会等を実施している。		
現行制度の 課題・問題点	・屋外で実施するイベントの参加者数が、雨天時等天候に左右されることが多い。 ・雨天時の対策に経費を要することなく、イベントを開催し、より多くの市民に参加いただくことが課題である。		
見直しの 考え方	天候に左右されることなくイベントが開催できるよう工夫する。		
見直し内容	教室や大会等のイベント内容や、看板・備品・テントなどの設営内容を競技団体等の協力などにより対応する。		
見直しによる効果	体育の日に市民の方がスポーツ・レクリエーションに参加していただき、楽しんでいただく機会は確保する。		

※消耗品等の運営経費について、さらに削減を行ったため

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 大阪市中心に企画及び運営等を競技 団体等の協力により実施	(見直し後) 大阪市と競技団体等のより一層の協力・ 連携の強化を図る。
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	高齢者用電話貸与の見直し																														
担当 (問い合わせ先)	健康福祉局 高齢者施策部高齢福祉担当	TEL 6208-8027																													
平成20年度予算額	223,186千円	見直しによる 削減見込み額	▲54,190千円																												
現行制度 の内容	在宅のひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易にし、福祉の増進を図ることを目的として、所得税非課税世帯に大阪市名義の電話を貸与し(新規設置経費52,576円)、回線使用料(月額1,785円)及び月60度数(月額630円)までの通話料を大阪市が負担している。(昭和48年6月事業開始) ・利用件数(平成20年3月末現在) 6,001件																														
現行制度の 課題・問題点	・制度開始当時は、電話の設置・維持にかかる経費負担が大きく、家庭への電話普及率も低かったが、現在では、通信環境の大幅な変化に伴い、電話は生活用品として普及定着し、高齢者世帯においても容易に設置可能な状況となっている。 ・現在、高齢者世帯(低所得者世帯を含む)のほとんどが自費で電話設置しており、緊急通報システム利用者においても、その8割が自費設置となっている。 ・こうした状況から、申請時に電話がなかったことで設置以降の電話代を公費負担し続けることは、負担の公平性の観点から問題が生じている。																														
見直しの 考え方	負担の公平性の観点から、平成21年10月より新規設置費用の助成(52,576円)のみに改める。																														
見直し内容	現在、貸与中の電話については、平成21年10月より大阪市名義の加入権を本人名義へ変更し、回線使用料・通話料を本人負担とする。 なお、新規設置費用の助成(52,576円)については引き続き実施する。																														
見直しによる効果	回線使用料及び通話料については、本人負担とするが、初期設置にかかる一時的経費については、引き続き助成を行う。 <table> <tr> <td>○21年度効果額</td><td>54,190千円</td><td>電話加入権取得費:</td><td>38,254千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>名義変更料金など:</td><td>6,912千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>回線使用料など:</td><td>▲99,356千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>合 計</td><td>▲54,190千円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>○22年度効果額</td><td>160,458千円</td><td>電話加入権取得費:</td><td>38,254千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>回線使用料など:</td><td>▲198,712千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>合 計</td><td>▲160,458千円</td></tr> </table>			○21年度効果額	54,190千円	電話加入権取得費:	38,254千円			名義変更料金など:	6,912千円			回線使用料など:	▲99,356千円			合 計	▲54,190千円	○22年度効果額	160,458千円	電話加入権取得費:	38,254千円			回線使用料など:	▲198,712千円			合 計	▲160,458千円
○21年度効果額	54,190千円	電話加入権取得費:	38,254千円																												
		名義変更料金など:	6,912千円																												
		回線使用料など:	▲99,356千円																												
		合 計	▲54,190千円																												
○22年度効果額	160,458千円	電話加入権取得費:	38,254千円																												
		回線使用料など:	▲198,712千円																												
		合 計	▲160,458千円																												

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)																			
	[すでに貸与を受けている場合] 電話名義は大阪市 通信にかかる経費(回線使用料1,785円及び月60度数(630円)まで)を大阪市負担 ・毎月60度数の電話の利用がある方の場合 <table><tr><td>利用者負担月額</td><td></td></tr><tr><td>回線使用料</td><td>0円</td></tr><tr><td>通 話 料</td><td>0円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0円</td></tr></table>	利用者負担月額		回線使用料	0円	通 話 料	0円	合 計	0円	[すでに貸与を受けている場合] 電話名義は本人 通信にかかる経費(回線使用料1,785円及び通話料)は本人負担 ・毎月60度数の電話の利用がある方の場合 <table><tr><td>利用者負担月額</td><td></td></tr><tr><td>回線使用料</td><td>1,785円</td></tr><tr><td>通 話 料</td><td>630円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,415円</td></tr></table>	利用者負担月額		回線使用料	1,785円	通 話 料	630円	合 計	2,415円			
	利用者負担月額																				
	回線使用料	0円																			
通 話 料	0円																				
合 計	0円																				
利用者負担月額																					
回線使用料	1,785円																				
通 話 料	630円																				
合 計	2,415円																				
[新規設置の場合] 電話名義は大阪市(設置経費は大阪市負担) 通信にかかる経費(回線使用料1,785円及び月60度数(630円)まで)を大阪市負担 ・新規に設置する場合 <table><tr><td>設置経費</td><td>大阪市負担(52,576円)</td></tr></table> ・毎月60度数の電話の利用がある方の場合 <table><tr><td>利用者負担月額</td><td></td></tr><tr><td>回線使用料</td><td>0円</td></tr><tr><td>通 話 料</td><td>0円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0円</td></tr></table>	設置経費	大阪市負担(52,576円)	利用者負担月額		回線使用料	0円	通 話 料	0円	合 計	0円	[新規設置の場合] 電話名義は本人(設置経費は大阪市負担) 通信にかかる経費(回線使用料1,785円及び通話料)は本人負担 ・新規に設置する場合 <table><tr><td>設置経費</td><td>大阪市負担(52,576円)</td></tr></table> ・毎月60度数の電話の利用がある方の場合 <table><tr><td>利用者負担月額</td><td></td></tr><tr><td>回線使用料</td><td>1,785円</td></tr><tr><td>通 話 料</td><td>630円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,415円</td></tr></table>	設置経費	大阪市負担(52,576円)	利用者負担月額		回線使用料	1,785円	通 話 料	630円	合 計	2,415円
設置経費	大阪市負担(52,576円)																				
利用者負担月額																					
回線使用料	0円																				
通 話 料	0円																				
合 計	0円																				
設置経費	大阪市負担(52,576円)																				
利用者負担月額																					
回線使用料	1,785円																				
通 話 料	630円																				
合 計	2,415円																				
	※個人設置の場合の利用者負担額 <table><tr><td>利用者負担月額</td><td></td></tr><tr><td>回線使用料</td><td>1,785円</td></tr><tr><td>通 話 料</td><td>630円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,415円</td></tr><tr><td>設置経費</td><td>52,576円</td></tr></table>	利用者負担月額		回線使用料	1,785円	通 話 料	630円	合 計	2,415円	設置経費	52,576円										
利用者負担月額																					
回線使用料	1,785円																				
通 話 料	630円																				
合 計	2,415円																				
設置経費	52,576円																				
参考 (他都市事例など)	他の政令市の状況 ・現行の大阪市と同様:新潟市 ・事業廃止:札幌市、仙台市、横浜市、静岡市、広島市、北九州市 ※札幌市、仙台市、横浜市、静岡市は、既設置者について経過措置あり。 ・新規設置経費のみ公費負担:千葉市、京都市、堺市、神戸市、福岡市 ※神戸市は経過措置あり。 ・回線使用料は公費負担、通話料は自己負担:さいたま市、川崎市、浜松市、名古屋市																				

【個別シート】

事業名称	児童いきいき放課後事業		
担当 (問い合わせ先)	こども青少年局企画部放課後事業担当	TEL 06-6208-8163	
平成20年度予算額	3, 554, 116千円	見直しによる 削減見込み額	▲43, 036千円
現行制度 の内容	・児童の健全育成を図るために、放課後や土曜日、長期休業日などに、本市の小学校施設を活用し、当該校区に居住し、参加を希望する学齢児童を対象に、指導員のもとに学年を超えた集団活動により遊びやスポーツ、学習などを行う。		
現行制度の 課題・問題点	・児童の参加にあたっては、児童がケガ、特定疾病を被るなど万が一の場合に備え、登録児童全員を対象に安全保険に加入している。この安全保険料(児童1人あたり年間500円)についても本市が負担している。		
見直しの 考え方	・安全保険料については、平成4年のいきいき事業開始以来、事業の定着を図る観点から、本市が負担をしてきたが、事業も定着してきたことから、受益と負担の適正化を図るため、安全保険料については保護者の負担とする。		
見直し内容	・平成21年度から、安全保険料(児童1人あたり年間500円)について保護者の負担とする。 〔対象児童数 約82, 000人〕		
見直しによる効果	・受益者負担を導入することにより、市民の公平感を保ちながら、事業の継続を図る。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 安全保険料は本市負担	(見直し後) 安全保険料について児童1人あたり 年間500円の保護者負担
参考 (他都市事例など)	・他の指定都市の同種の事業では、いずれの都市も安全保険料は利用者負担 (児童1人あたり年間500円)となっている。 { (例) ・横浜市 「はまっこふれあいスクール事業」 「放課後キッズクラブ事業」 ・名古屋市 「トワイライトスクール事業」 ・川崎市 「わくわくプラザ事業」 }	

【個別シート】

事業名称	スポーツセンター・プール等管理運営		
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 スポーツ部生涯スポーツ担当	TEL 06-6615-0905	
平成20年度予算額	2,901,268千円	見直しによる 削減見込み額	▲46,480千円
現行制度 の内容	スポーツセンターやプール等のスポーツ施設は、公募により選定された民間事業者などの指定管理者により管理運営を行っている。		
現行制度の 課題・問題点	指定管理者のノウハウを活用し、施設の有効活用を図るとともに、本市からの支出を抑えつつ、市民サービスの向上や利用者の安全、平等利用などの公共性の確保が課題である。		
見直しの 考え方	施設の安全性や市民サービスを確保しつつ、現在、駐車場が無料となっている施設での有料化や指定管理者のノウハウを一層活用することで、施設管理費の削減を図る。		
見直し内容	指定期間が満了して新たに指定管理者を募集する際に、一定のサービス水準を維持しつつ、指定管理者に支払っている業務代行料の2%削減を目指して、指定管理者の募集・選定を行う。		
見直しによる効果	市民サービスや施設の安全性を確保しつつ、本市の支出が削減できる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) スポーツセンターやプールの駐車場料金が無料の施設と有料の施設がある。 ・無料施設 19か所 ・有料施設 11か所 ※利用料 @300円／H ~ @400円／H	(見直し後) 受益者負担の観点から、駐車場の有料化を進める。
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	信太山老人ホーム		
担当 (問い合わせ先)	健康福祉局 高齢者施策部高齢施設担当	TEL 6208-8053	
平成20年度予算額	48,935千円	見直しによる 削減見込み額	▲48,935千円
現行制度 の内容	・ 施設種別 養護老人ホーム(老人福祉法に規定する老人福祉施設) ・ 沿 革 昭和33年9月、養老施設として設置 ・ 所 在 地 大阪府和泉市伯太町 ・ 定 員 116人 ・ 入 所 者 31人(平成20年8月1日現在) ※大阪市の直営により運営		
現行制度の 課題・問題点	・ できるだけ住み慣れた地域で暮らしたいというニーズが高まる中、大阪市内から遠距離に所在する本施設へは、近年、新たな入所希望者がほとんどいない状況が続いている。 ・ 昭和46年度から昭和48年度まで3か年計画で耐火構造に改築したが、改築後35年以上経過し施設の老朽化が著しい。		
見直しの 考え方	・ 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援していく観点から、養護老人ホームについては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、大阪市内での整備を図っていく。		
見直し内容	・ 今後、入所者の処遇に配慮のうえ、平成22年3月末の廃止に向けて検討を進める。		
見直しによる効果	・ 削減見込額 48,935千円 [内 訳 給食材料費 11,388千円 扶助費(入院患者日用品費等) 4,167千円 その他維持管理費(光熱水費等) 33,380千円		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) ・ 入 所 者 31人 (平成20年8月1日現在)	(見直し後) 入所者の処遇に配慮のうえ、対応する
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	公立保育所の再編整備		
担当 (問い合わせ先)	こども青少年局子育て支援部保育所運営担当		TEL 06-6208-8135
平成20年度予算額	2, 223, 405千円	見直しによる 削減見込み額	+408, 351千円 (人件費との合計額で削減)
現行制度 の内容	・行政区を基本として35の保育サービス圏域を設定し、増大し、かつ多様化する市民の保育ニーズに応えるため、各圏域において、公立・民間双方の保育所があいまって、保育施策の推進に努めている。 平成20年4月1日現在 公立保育所 135か所 (うち、3か所休止中 民間委託保育所を含む)		
現行制度の 課題・問題点	・公立保育所は、障害児やアレルギー症児など配慮を要する児童を積極的に受け入れ、地域のセーフティーネットとしての役割を果たすとともに、地域子育て支援センター、一時保育、休日保育など多様な保育サービスを提供し、地域の子育て支援のための積極的な役割を果たしていくことが求められており、より一層の機能充実が必要である。		
見直しの 考え方	・厳しい財政状況のなかで、限られた人的・物的資源を有効に活用する観点から、公立保育所を70か所程度に集約化し、機能充実を図るとともに、残る公立保育所の運営を社会福祉法人に委託するなど、抜本的な再編整備を進める。		
見直し内容	・平成20年4月1日現在、すでに21か所の民間委託を実施しており、これらを含め、平成25年度までに50か所程度の公立保育所を民間委託する。		
見直しによる効果	・再編整備によって生み出された人的・物的資源の活用によって、公立保育所の多機能化をはじめ機能の充実と子育て支援施策の充実を図る。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後) ※ 民間委託を行っても公立保育所であることに変わりはなく、引き続き本市が設置主体としての責任を担うとともに、委託にあたっては、丁寧な引継ぎを行うほか、委託後も1年間は本市職員を委託先法人に派遣したり、巡回指導を実施するなど、安心できる保育環境の確保に努めている。
参考 (他都市事例など)	公立保育所の民営化については、実施箇所数の多少はあるものの全国的に進められている。	

【個別シート】

事業名称	中央青年センター 阿倍野青年センター		
担当 (問い合わせ先)	こども青少年局企画部青少年事業企画担当		TEL 06-6208-8156
平成20年度予算額	中央青年センター 162,553千円 阿倍野青年センター 25,414千円	見直しによる 削減見込み額	中央青年センター ▲133,708千円 阿倍野青年センター ▲25,414千円
現行制度 の内容	条例施設 大阪市青年センター条例(昭和44年11月27日条例第53号) (設置目的) 本市青少年の文化と教養をたかめ、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。		
現行制度の 課題・問題点	・市内3カ所に青年センターとしての施設があり、それぞれの施設について効率的運用が求められている。 ・両施設ともに老朽化してきており、中央青年センターについては耐震強化工事が必要である。		
見直しの 考え方	・青少年文化創造ステーションに青年センター機能を統合する。		
見直し内容	・中央青年センター(指定管理)、阿倍野青年センター(指定管理)としては供用廃止(平成22年3月末)し、青少年文化創造ステーションに機能を統合する。		
見直しによる効果	・青年センター機能の統合による指定管理料の縮減 ・青年センター機能の統合による青少年事業の効率化及び青少年文化創造ステーションの効果的活用		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) ・青少年活動の拠点施設として3ヶ所 (中央区、阿倍野区、東淀川区)で 機能を分担している	(見直し後) ・青少年活動の拠点施設として1ヶ所 (東淀川区)に機能統合 ・見直し前、当該地域での貸館利用して いた市民等の活動場所の確保が課題 となる
参考 (他都市事例など)	大阪府財政再建プログラム(案) 1. 青少年会館 平成20年度中に廃止 跡地は売却(予定) 2. 羽衣青少年センター 平成22年度末までに民営化または廃止を決定	

【個別シート】

事業名称	伊賀青少年野外活動施設		
担当 (問い合わせ先)	こども青少年局企画部青少年事業企画担当	TEL 06-6208-8156	
平成20年度予算額	75,364千円	見直しによる 削減見込み額	▲35,364千円
現行制度 の内容	条例施設 青少年野外活動施設条例(昭和51年4月1日条例第70号) (設置目的) 施設は、野外活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。 (施設名) 大阪市立伊賀青少年野外活動センター (所在地) 三重県伊賀市愛田3156-1		
現行制度の 課題・問題点	・施設老朽化による設備の大規模改修が必要となっている ・施設運営の経費が高い ・収容規模に比べて施設の利用が低い		
見直しの 考え方	・伊賀青少年野外活動センター(指定管理)については、野外活動の場を提供する施設として管理運営しているが、施設が築30年近く経過し、老朽化しているとともに、収容規模に比べ利用が低く費用対効果の改善が課題となっており、現状の利用実態に合わせて、施設の特色を生かした管理体制へ移行し、より効率的な運営により経費の削減を図り、引き続き、青少年の野外活動体験事業プログラムを充実するとともに、広報活動等をより積極的に展開し、利用率の向上に努める。		
見直し内容	・青少年の家、キャンプ場、コテージのそれぞれの利用時期を現状の利用実態に合わせて調整し、施設の効率的な運営を図る		
見直しによる効果	・規模及び配置人員数等の見直しにより、施設運営経費の削減が図られる		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) ・青少年の家 ・キャンプ場 ・コテージ (見直し後) 施設の効率的な利用に努め、利用促進を図る
参考 (他都市事例など)	大阪府財政再建プログラム(案) 1. 総合青少年野外活動センター 施設の老朽化により、平成22年度末に廃止 2. 青少年海洋センター 管理経費の見直し等により運営を一層効率化する 3. 少年自然の家 管理経費、利用料金の見直し等により運営を一層効率化する

【個別シート】

事業名称	森之宮屋内プール		
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 スポーツ部生涯スポーツ担当	TEL 06-6615-0905	
平成20年度予算額	42,707千円	見直しによる 削減見込み額	▲42,707千円
現行制度 の内容	1区に1館の屋内プールの整備を行い、市民の健康増進とスポーツの普及振興を図る。 供用時間：午前9時から午後9時まで 休館日：月曜日、年末年始 利用料金：大人 1人1回 700円 子ども(16歳未満)及び高齢者(65歳以上) 1人1回 350円		
現行制度の 課題・問題点	・森之宮屋内プールは、昭和53年に開設した屋内プールで、施設の老朽化に加え、建物が耐震となっておらず、維持保全のために多額の経費がかかっている。 ・1区1館の屋内プールを整備する中で、城東区だけ屋内プールが2館ある。 利用者は約59,000人(平成19年度実績)		
見直しの 考え方	施設の老朽化により施設の維持管理に多額の経費がかかること、また、城東区内にはもう一つ屋内プールがあることから、森之宮屋内プールは現在の指定管理者の指定期間が満了する平成21年度末に廃止する。		
見直し内容	1区に1館の屋内プールを整備している中で、城東区には屋内プールが2館あり、老朽化している森之宮屋内プールは平成21年度末に廃止する。		
見直しによる効果	現在の森之宮屋内プールの維持管理にかかっている経費や今後の改修などの維持保全経費が不要となる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)
	・森之宮屋内プール 城東区森之宮2-1-48	- 近隣の屋内プールを活用 ・城東屋内プール 城東区関目2-17-45 ・東成屋内プール 東成区東中本2-12-1
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	鶴見展望塔(いのちの塔)		
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 緑化推進部管理担当	TEL 06-6615-0643	
平成20年度予算額	19,916千円	見直しによる 削減見込み額	▲19,916千円
現行制度 の内容	1990年(平成2年)4月1日～9月30日まで開催された「国際花と緑の博覧会」において、「生命の大樹・いのちの塔出展実行委員会」が建設し、大阪市が寄付を受けたものである。 博覧会終了後も、47万人の子供たちのメッセージ(「いのちの塔」会員)を保存した同施設を、鶴見緑地のシンボルタワーとして存置させるため、平成4年4月より「鶴見緑地展望塔」として営業してきた。 【入館料】・・・ 200円 ただし、中学生以下、65歳以上の市内居住者及び障害者の方は無料 【開館時間】 午前10時から午後5時まで (ただし、入館は午後4時30分まで) 【休館日】 毎週月曜日		
現行制度の 課題・問題点	博覧会当時、会場、大阪市街が一望に見渡せることから、120万人の来場者があったが、近年、有料利用者数が2万人前後であることから、支出、収入の費用対効果が極めて低い状況にある。		
見直しの 考え方	展望塔として営業は休止する。		
見直し内容	国際花と緑の博覧会時に募集した「いのちの塔」会員コーナー(会員数47万人)は別途、鶴見緑地内で確保する。		
見直しによる効果	営業を休止することにより、管理運営経費の削減ができる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 有料施設「いのちの塔」 ・展 望 塔 入 場 料 200円 → ・会員コーナー 入 場 料 200円 → (展望塔利用料金に含む)	(見直し後) ・展 望 塔 休 止 ・会員コーナー 存 続 (鶴見緑地内)
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	小規模な小学校の配置の適正化		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 総務部学務担当		TEL 6208-9111
平成20年度予算額	千円	見直しによる 削減見込み額	▲120,000千円
現行制度 の内容	平成20年5月1日現在、本市には299校の小学校があるが、少子化傾向による児童数の減少を受けて、全学年単学級(6学級)の小学校が38校存在するなど、学校の小規模化が進んでいる。		
現行制度の 課題・問題点	全学年単学級では、「クラス替えができないので、子どもたちの人間関係が固定化する」、「球技大会等において、クラス対抗ができないので、団結心や競争心が育ちにくい」など、教育効果面において様々な課題がある。		
見直しの 考え方	平成20年6月の「大阪市学校適正配置審議会」からの答申に基づき、全学年単学級の小学校を適正化に向けた検討対象とし、極めて小規模で、教育効果面での課題が大きいと認められる小学校から順次検討を行っていく。		
見直し内容	特に小規模な小学校3校の配置の適正化を地域関係者や保護者の理解を得ながら進める。これにより、学校維持運営費及び事業等に要する経費の削減が見込まれる。 【1校あたり平均40,000千円の減】		
見直しによる効果	配置の適正化を行うことによって、例えば球技大会でのクラス対抗といった、少人数の状況では実施することが困難であった教育活動が可能になるとともに、子どもにとってもより大きな集団のなかでお互いに切磋琢磨することによって、創造力、柔軟性の向上に資することができるなど、小規模化に伴う課題を改善することができる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) クラス替えができないことから、子どもの教育効果面での課題が多い。 ・子どもたちの人間関係が固定化する ・クラス対抗ができないので、団結心や競争心が育ちにくい ・児童会活動など子どもたち一人当たりの負担が大きくなる 子どもたちは現在は当該小学校に通学している。 学校は地域コミュニティの核としての役割を果たしている。	(見直し後) 【メリット】 子どもの教育効果面での課題改善につながる。 ・大きな集団での教育活動が可能となる ・現状では経験し得ない多くの事柄を会得する機会ができる ・多様な考え方に触れることにより多くの刺激を受けることができる ・競争心が芽生える ・人間関係が広がる 【デメリット】 校区が広くなり、新たな学校までの通学距離も長くなることが想定される。 学校を核としての地域コミュニティの再構築が必要となる。
参考 (他都市事例など)	国においても、平成20年6月に中央教育審議会の分科会に対して、学校の適正配置についての検討を要請するなど、今後全国的な動きになっていくことが予測される。	

【個別シート】

事業名称	全日制高等学校の学級数減		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 指導部高等学校教育担当	TEL 6208-9188	
平成20年度予算額	千円	見直しによる 削減見込み額	▲9,836千円
現行制度 の内容	本市は、戦前より市民の要望にこたえ、大阪の発展を支える人材を育成するため、実業教育を中心に大阪の中等教育の一翼を担ってきた。また、昭和55(1980)年以降は、体育科、英語科、理数科等の特色ある学科や、昼夜間単位制高校の設置、総合学科への改編等、全国に先駆けて特色ある高校づくりに取り組んできた。平成20年4月には、高校2校を再編統合して、併設型中高一貫教育校を開設した。 なお、本市の高校の入学者選抜については、府立高校と同様に「大阪府公立高等学校入学選抜実施要項」に基づいて実施している。また、現在、本市の全日制高校は21校(うち2校は募集停止)であり、平成20年度入学選抜における本市の募集学級数の総計は、122学級(4885名)である。		
現行制度の 課題・問題点	国際化、情報化、科学技術の発展、産業構造の変化など急速に社会が変化する中で、より高度な専門性を備えた人材の育成が求められており、このような社会のニーズに対応し、大阪の発展を支える人材育成の観点から、一層の特色化を図る必要がある。		
見直しの 考え方	大阪の発展を支える人材育成の観点から、社会のニーズに対応し、本市の高校の一層の特色化を図るため、3商業高校を統合して新商業高校を開設するなど、学級減を行いつつ再編統合を進める。		
見直し内容	平成21年度(予定) ・新商業高校の開設(平成24年4月開校予定)に向け、統合予定の3商業高校の募集学級数を合計3学級減じる。 ・他の全日制高校についても、ニーズを勘案して、募集学級数を1学級減じる。 平成22年度(予定) ・新商業高校の開校準備、ならびに他の全日制高校の設置学科のニーズを勘案して、募集学級数を合計5学級減じる。		
見直しによる効果	本市の高校の募集学級数を減じ、高校の再編統合を進めつつ、社会のニーズに対応して高校の一層の特色化を推進することにより、大阪の発展を支える人材を育成する。学級数減により、学校維持運営費の削減が見込まれる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 入学者選抜における本市全日制高校の 総募集学級数 ・平成20年度 122学級 (1学級の定員は40名)	(見直し後) 入学者選抜における本市の全日制高校の 総募集学級数(予定) ・平成21年度 118学級 (平成20年度比4学級減) ↓ ・平成22年度 113学級 (平成20年度比9学級減) ※ 長期的には少子化が一層進むものの、平成22年度より数年間については、府内公立中学校卒業者の一時的な増加が見込まれるため、この間の中学校における進路指導に影響が出ることも予想される。
参考 (他都市事例など)	・神戸市立の全日制高校 平成9年度 9校 → 平成23年度 6校(予定) ・堺市立の全日制高校 平成19年度 2校 → 平成22年度 1校(予定)	

【個別シート】

事業名称	もと青少年会館		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 生涯学習部社会教育担当	TEL 6208-9147	
平成20年度予算額	329,272千円	見直しによる 削減見込み額	▲329,272千円
現行制度 の内容	「もと青少年会館」は平成18年度末の「大阪市立青少年会館条例」廃止以降、暫定的な利用として、市民グループ等に自主的な活動の場として体育館・会議室等の貸出しを行うとともに、こども青少年局において全市的に展開している「不登校など課題を抱える青少年に対する相談と居場所づくり(ほっとスペース事業)」等の事業の実施場所として活用している。		
現行制度の 課題・問題点	現行の会議室等の貸出しと本市事業の実施場所としての活用は、「大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会のまとめ」(平成18年8月)および、それを受けて策定された、本市の「地対財特法期限後の関連事業等の総点検結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」(平成18年11月)を踏まえてのものである。 これは、「大阪市における今後の同和行政のあり方について(意見具申)」(大阪市同和対策推進協議会・平成13年10月)において同和問題解決に向けての「基本的な施策の方向」として示されている「施設を活用して市民交流を促進する(=「市民交流機能」)」ことに沿うものである。 しかしながら、この「市民交流機能」は、地域内に同じ機能を有する施設(人権文化センター等)が存在することから、統合の方が効率的な行政運営に資するとの指摘を受けている。		
見直しの 考え方	「市民交流機能」を有する施設が地域内に複数存在することから、その整理統合を行う。		
見直し内容	人権文化センターとの統廃合を視野に入れ見直しを進める。 もと青少年会館管理経費を削減する。		
見直しによる効果	「市民交流機能」を確保しつつ施設の運営管理に要する経費が削減され、効率的な行政運営に資することができる。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)
	市民グループ等の自主的な活動の場として「もと青少年会館」施設の貸出しを行うとともに、本市事業の実施場所として活用している。 平成19年度の会議室等の利用率は平均で13.7%。	現在の利用状況から判断すると、統廃合後の施設に事業の実施場所や貸室を移すことにより、活動の場を確保することは可能であるので、利用者への影響は小さい。
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	市営交通料金福祉措置		
担当（問い合わせ先）	こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当	TEL 06-6208-8035	
平成20年度予算額	233, 452千円	見直しによる削減見込み額	▲3, 580千円
現行制度の内容	・母子世帯の母等に対し、市営交通機関(地下鉄・バス・ニュートラム)の割引証(半額)を交付している。(父子世帯は対象外)		
現行制度の課題・問題点	・母子家庭の母等は所得の低い方が多く、本市では各種経済的支援策を所得制限を導入し実施しているところであるが、経済的支援策である本制度においては所得による制限を行っていない。 ・『母子世帯・父子世帯といった親の性別において対象を区別するのではなく、「ひとり親世帯」といった観点から、所得や労働雇用環境の実態を勘案し、対象者そのものについての妥当性につき、見直しを検討する』よう包括外部監査において意見を受けている。		
見直しの考え方	・国の経済的支援施策である児童扶養手当制度には所得制限があり、同種の趣旨である制度の整合性を図るため、見直しを行う。 ・対象者を「ひとり親世帯」といった観点から見直し、母子世帯・父子世帯間の格差を解消する。		
見直し内容	・父子世帯等を含むひとり親世帯等に対象者を拡充する。 ・ひとり親世帯等について所得制限を導入する。 児童扶養手当制度の所得制限限度額を基準(例: 扶養親族1人の場合 所得額230万円未満、扶養親族が1人増えるごとに38万円加算)		
見直しによる効果	・父子世帯等を含むひとり親世帯等に対象者を拡充し、ひとり親世帯等について所得制限を導入することにより、経済的支援施策である本制度本来の目的に合致した制度に改める。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) ・母子世帯の母等に対し、市営交通機関(地下鉄・バス・ニュートラム)の割引証(半額)を交付している。	(見直し後) ・所得制限限度額未満の世帯 現行どおり ・所得制限限度額以上の世帯 減免対象外 大人料金で乗車することになる。 ・父子世帯への拡充																					
	〔モデルケース〕 こども2人を扶養しているひとり親世帯の場合 (下表「児童扶養手当所得制限限度額表」参照) <table><tr><td> ・所得制限無し ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車) </td><td> ・収入額4,125,000円未満 ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車) ・収入額4,125,000円以上 ⇒ 減免対象外(大人料金で乗車) </td></tr></table>		・所得制限無し ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車)	・収入額4,125,000円未満 ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車) ・収入額4,125,000円以上 ⇒ 減免対象外(大人料金で乗車)																			
・所得制限無し ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車)	・収入額4,125,000円未満 ⇒ 減免対象(大人料金の半額で乗車) ・収入額4,125,000円以上 ⇒ 減免対象外(大人料金で乗車)																						
参考 (他都市事例など)	児童扶養手当所得制限限度額表 <table><tr><th>扶養親族 の数</th><th colspan="2">所得額 (収入額)</th></tr><tr><td>0</td><td>1,920,000</td><td>(3,114,000)</td></tr><tr><td>1</td><td>2,300,000</td><td>(3,650,000)</td></tr><tr><td>2</td><td>2,680,000</td><td>(4,125,000)</td></tr><tr><td>3</td><td>3,060,000</td><td>(4,600,000)</td></tr><tr><td>4</td><td>3,440,000</td><td>(5,075,000)</td></tr><tr><td>5</td><td>3,820,000</td><td>(5,550,000)</td></tr></table> 扶養親族が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算 他の政令指定都市で同種の制度を実施しているのは横浜市、神戸市のみであり、両市とも母子世帯のみ対象として児童扶養手当制度の所得制限を導入し、全額免除している。		扶養親族 の数	所得額 (収入額)		0	1,920,000	(3,114,000)	1	2,300,000	(3,650,000)	2	2,680,000	(4,125,000)	3	3,060,000	(4,600,000)	4	3,440,000	(5,075,000)	5	3,820,000	(5,550,000)
扶養親族 の数	所得額 (収入額)																						
0	1,920,000	(3,114,000)																					
1	2,300,000	(3,650,000)																					
2	2,680,000	(4,125,000)																					
3	3,060,000	(4,600,000)																					
4	3,440,000	(5,075,000)																					
5	3,820,000	(5,550,000)																					

【個別シート】

事業名称	上下水道料金福祉措置		
担当（問い合わせ先）	こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当	TEL 06-6208-8035	
平成20年度予算額	324,492千円	見直しによる削減見込み額	▲23,779千円
現行制度の内容	・ひとり親世帯等に対し、基本料金1か月につき1,576円（水道料金998円、下水道使用料578円）を減免している。		
現行制度の課題・問題点	・所得の低いひとり親家庭等に対して、本市では各種経済的支援策を所得制限を導入し実施しているところであるが、経済的支援策である本制度においては所得による制限を行っていない。		
見直しの考え方	・国の経済的支援施策である児童扶養手当制度には所得制限があり、同種の趣旨である制度の整合性を図るため、見直しを行う。		
見直し内容	・ひとり親世帯等について所得制限を導入する。 児童扶養手当制度の所得制限限度額を基準（例：扶養親族1人の場合所得額230万円未満、扶養親族が1人増えるごとに38万円加算）		
見直しによる効果	・ひとり親世帯等について所得制限を導入することにより、経済的支援施策である本制度本来の目的に合致した制度に改める。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)																					
	・ひとり親世帯等に基本料金1か月に つき1,576円(水道料金998円、 下水道使用料578円)を減免	・所得制限限度額未満の世帯 現行どおり ・所得制限限度額以上の世帯 減免対象外(全額自己負担) ※基本料金(1,576円×12月 ＝年間18,912円)を自己 負担することになる。																					
	[モデルケース] こども2人を扶養しているひとり親世帯の場合 (下表「児童扶養手当所得制限限度額表」参照) ・所得制限無し ⇒ 減免対象(基本料金減免) ・収入額4,125,000円未満 ⇒ 減免対象(基本料金減免) ・収入額4,125,000円以上 ⇒ 減免対象外(基本料金1月1,576 円、 年間18,912円を自己負担)																						
参考 (他都市事例など)	児童扶養手当所得制限限度額表 <table><tr><th>扶養親族 の数</th><th>所得額</th><th>(収入額)</th></tr><tr><td>0</td><td>1,920,000</td><td>(3,114,000)</td></tr><tr><td>1</td><td>2,300,000</td><td>(3,650,000)</td></tr><tr><td>2</td><td>2,680,000</td><td>(4,125,000)</td></tr><tr><td>3</td><td>3,060,000</td><td>(4,600,000)</td></tr><tr><td>4</td><td>3,440,000</td><td>(5,075,000)</td></tr><tr><td>5</td><td>3,820,000</td><td>(5,550,000)</td></tr></table> 扶養親族が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算 上記の モデルケース ・他の政令指定都市では、横浜市、広島市、さいたま市、名古屋市が 上下水道料金の基本料金相当額を減免をしている。 ・これらのうち、横浜市、広島市がひとり親世帯を対象とし、さいたま市、 名古屋市は母子世帯を対象としている。 ・千葉市は、上水道料金のみ消費税及び地方消費税相当額を減免して おり、母子世帯のみ対象としている。 ・これらの政令指定都市では、いずれも児童扶養手当制度等の所得制限を 導入している。		扶養親族 の数	所得額	(収入額)	0	1,920,000	(3,114,000)	1	2,300,000	(3,650,000)	2	2,680,000	(4,125,000)	3	3,060,000	(4,600,000)	4	3,440,000	(5,075,000)	5	3,820,000	(5,550,000)
	扶養親族 の数	所得額	(収入額)																				
0	1,920,000	(3,114,000)																					
1	2,300,000	(3,650,000)																					
2	2,680,000	(4,125,000)																					
3	3,060,000	(4,600,000)																					
4	3,440,000	(5,075,000)																					
5	3,820,000	(5,550,000)																					

参考
(他都市事例など)

- 児童扶養手当所得制限限度額表
- ・他の政令指定都市では、横浜市、広島市、さいたま市、名古屋市が
上下水道料金の基本料金相当額を減免をしている。
 - ・これらのうち、横浜市、広島市がひとり親世帯を対象とし、さいたま市、
名古屋市は母子世帯を対象としている。
 - ・千葉市は、上水道料金のみ消費税及び地方消費税相当額を減免して
おり、母子世帯のみ対象としている。
 - ・これらの政令指定都市では、いずれも児童扶養手当制度等の所得制限を
導入している。

【個別シート】

事業名称	高校生奨学費		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 総務部学務担当学務担当	TEL 6208-9114	
平成20年度予算額	476,478千円	見直しによる 削減見込み額	▲100,819千円
現行制度 の内容	経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学費10,900円(月額)を給付。		
現行制度の 課題・問題点	受益と負担の関係の適正化の観点から、他の貸与制度との整合性、支給内容、支給額について検討していく必要がある。 年々、申請者数が増加しており、非課税世帯全員を採用できていない。		
見直しの 考え方	奨学費制度に対するニーズ等をふまえ、将来にわたって継続可能な制度構築を図る。		
見直し内容	給付制度として維持し、新たに入学資金を創設する。 支給対象人員を拡大する。(非課税世帯全員の採用を目指す) 入学資金35,000円、学習資金(月額)6,000円を給付する。 ・現行予算(奨学費月額 10,900円、支給人員3,642人) 476,478千円 ・平成22年度見込(入学資金35,000円、学習資金月額6,000円、 支給人員見込4,325人) 375,659千円		
見直しによる効果	奨学費制度の充実を図るとともに、持続可能で、より効果的な制度とする。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)																																																																				
	奨学費(高校1～3年生) (予算計上人員) @10,900円 × 3,642人	学習資金(高校1～3年生) (支給人員見込) @6,000円 × 4,325人																																																																				
		入学資金(高校1年生) @35,000円																																																																				
参考 (他都市事例など)	給付制度を実施している他都市状況																																																																					
	[奨学金](月額) <table><tr><td></td><td>公立</td><td>私立</td><td></td><td>公立</td><td>私立</td></tr><tr><td>札幌市</td><td>5,000円</td><td>8,000円</td><td>池田市</td><td>3,000円</td><td>9,000円</td></tr><tr><td>千葉市</td><td>10,000円</td><td>なし</td><td>吹田市</td><td>9,000円</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>川崎市</td><td>9,500円</td><td>9,500円</td><td>茨木市</td><td>6,000円</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>横浜市</td><td>12,000円</td><td>12,000円</td><td>枚方市</td><td>4,500円</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>京都市</td><td>12,000円</td><td>12,000円</td><td>寝屋川市</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>堺市</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td><td>門真市</td><td>5,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>神戸市</td><td>7,000円</td><td>14,000円</td><td>八尾市</td><td>4,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>富田林市</td><td>40,000円</td><td>40,000円(年額)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>河内長野市</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>羽曳野市</td><td>5,200円</td><td>5,200円</td></tr></table>						公立	私立		公立	私立	札幌市	5,000円	8,000円	池田市	3,000円	9,000円	千葉市	10,000円	なし	吹田市	9,000円	11,000円	川崎市	9,500円	9,500円	茨木市	6,000円	13,000円	横浜市	12,000円	12,000円	枚方市	4,500円	6,500円	京都市	12,000円	12,000円	寝屋川市	5,000円	5,000円	堺市	3,000円	3,000円	門真市	5,000円	5,000円	神戸市	7,000円	14,000円	八尾市	4,000円	4,000円				富田林市	40,000円	40,000円(年額)				河内長野市	3,000円	3,000円				羽曳野市	5,200円
	公立	私立		公立	私立																																																																	
札幌市	5,000円	8,000円	池田市	3,000円	9,000円																																																																	
千葉市	10,000円	なし	吹田市	9,000円	11,000円																																																																	
川崎市	9,500円	9,500円	茨木市	6,000円	13,000円																																																																	
横浜市	12,000円	12,000円	枚方市	4,500円	6,500円																																																																	
京都市	12,000円	12,000円	寝屋川市	5,000円	5,000円																																																																	
堺市	3,000円	3,000円	門真市	5,000円	5,000円																																																																	
神戸市	7,000円	14,000円	八尾市	4,000円	4,000円																																																																	
			富田林市	40,000円	40,000円(年額)																																																																	
			河内長野市	3,000円	3,000円																																																																	
			羽曳野市	5,200円	5,200円																																																																	
	[入学資金を別立てで支給している市] <table><tr><td></td><td>公立</td><td>私立</td><td></td><td>公立</td><td>私立</td></tr><tr><td>札幌市</td><td>10,000円</td><td>15,000円</td><td>富田林市</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>静岡市</td><td>50,000円</td><td>50,000円</td><td>羽曳野市</td><td>42,500円</td><td>185,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>藤井寺市</td><td>35,000円</td><td>35,000円</td></tr></table>						公立	私立		公立	私立	札幌市	10,000円	15,000円	富田林市	10,000円	10,000円	静岡市	50,000円	50,000円	羽曳野市	42,500円	185,000円				藤井寺市	35,000円	35,000円																																									
	公立	私立		公立	私立																																																																	
札幌市	10,000円	15,000円	富田林市	10,000円	10,000円																																																																	
静岡市	50,000円	50,000円	羽曳野市	42,500円	185,000円																																																																	
			藤井寺市	35,000円	35,000円																																																																	

【個別シート】

事業名称	地域スポーツセンター管理運営																				
担当 (問い合わせ先)	ゆとりとみどり振興局 スポーツ部生涯スポーツ担当		TEL 6615－0905																		
平成20年度予算額	734,048千円	見直しによる 削減見込み額	▲40,519千円																		
現行制度 の内容	1区に1館整備されたスポーツセンターの利用区分は、午前(9:00～12:00)、午後(13:00～16:30)、夜間(17:30～21:00)の3区分となっている。																				
現行制度の 課題・問題点	スポーツセンターの利用率がほぼ100%近い状況であるため、抽選申込みをしてもなかなか当選しないというご意見をいただいている。																				
見直しの 考え方	利用区分を現在の3区分から4区分に増やすことにより、より多くの市民の方にご利用いただく機会の増を図る。																				
見直し内容	1区分あたりの料金は現行のままにして利用区分を3区分から次のとおり4区分に変更する。 午前(9:00～12:00)、午後(12:00～15:00、15:00～18:00)、夜間(18:00～21:00) <table><tr><td>時間</td><td>9:00</td><td>12:00</td><td>15:00</td><td>18:00</td><td>21:00</td></tr><tr><td>変更前</td><td colspan="2">午前①</td><td colspan="2">午後②</td><td>夜間③</td></tr><tr><td>変更後</td><td>午前①</td><td>午後②</td><td>午後③</td><td colspan="2">夜間④</td></tr></table>			時間	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	変更前	午前①		午後②		夜間③	変更後	午前①	午後②	午後③	夜間④	
時間	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00																
変更前	午前①		午後②		夜間③																
変更後	午前①	午後②	午後③	夜間④																	
見直しによる効果	1区分あたりの利用時間が短くなるが、入れ替え時間を活用することにより、市民の方にご利用いただく機会が多くなる。																				

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 【施設の利用料金】 ○第1体育場 9:00～12:00 1,400円 13:00～16:30 2,200円 17:30～21:00 2,900円 合計 6,500円 ○第2体育場 9:00～12:00 1,200円 13:00～16:30 2,000円 17:30～21:00 2,800円 合計 6,000円 ○多目的室 9:00～12:00 1,200円 13:00～16:30 2,000円 17:30～21:00 2,800円 合計 6,000円 一日合計 18,500円	(見直し後) 【施設の利用料金】 ○第1体育場 9:00～12:00 1,400円 12:00～15:00 2,200円 15:00～18:00 2,200円 18:00～21:00 2,900円 合計 8,700円 ○第2体育場 9:00～12:00 1,200円 12:00～15:00 2,000円 15:00～18:00 2,000円 18:00～21:00 2,800円 合計 8,000円 ○多目的室 9:00～12:00 1,200円 12:00～15:00 2,000円 15:00～18:00 2,000円 18:00～21:00 2,800円 合計 8,000円 一日合計 24,700円
	参考 (他都市事例など)	

【個別シート】

事業名称	学校維持運営費		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 総務部学務担当	TEL 6208-9111	
平成20年度予算額	12,867,939千円	見直しによる 削減見込み額	▲2,442,000千円
現行制度 の内容	学校維持運営費予算は、学校において日常使用する消耗品の購入費、校用器具の買換え経費、図書の補充経費ならびに光熱水費及び建物・設備、備品の修繕料の経常的経費を計上した予算であり、主に各学校に配当している。		
現行制度の 課題・問題点	学校維持運営費は、教育委員会における経常経費の約45%を占めており、厳しい財政状況の中で、特に管理経費にかかわって、より効率的な執行が求められている。		
見直しの 考え方	管理用物品の更新期間延長や光熱水費・消耗品のより一層の節約により管理経費の節減を行い、教育活動や教育環境など児童・生徒へ及ぼす影響をできるだけ少なくすることを前提に、平成21年度、平成22年度の2カ年において、更なる節減をはかっていく。		
見直し内容	・建替時や改修時に合わせた大型備品の計画的かつ効率的な経費執行 ・学校における管理用物品の更新期間延長や光熱水費・消耗品のより一層の節約		
見直しによる効果	学校での教育活動において、児童・生徒への影響を最小限に留めながら、学校維持運営費の効率的運用を図る。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行)	(見直し後)
	・管理用物品の更新 ・各教科教具の更新 ・印刷製本 ・光熱水費 ・消耗品 など	更新期間延長、リユースの奨励 更新期間延長、リユースの奨励 ペーパーレス化の励行、印刷物の精査 一層の節約 一層の節約 など
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	市民学習センター		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 生涯学習部市民学習振興担当	TEL 6208-9151	
平成20年度予算額	520,495千円	見直しによる 削減見込み額	▲301,884千円
現行制度 の内容	多様な学習機会の提供や貸室、情報提供と学習相談などの事業実施を通して、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的に、交通の便のよいところに総合生涯学習センターと市民学習センター(4館)を設置している。 ○弁天町市民学習センター 平成5年開設 ○阿倍野市民学習センター 平成6年開設 ○難波市民学習センター 平成12年開設 ○城北市民学習センター 平成14年開設		
現行制度の 課題・問題点	平成18年度から公募による指定管理者制度を導入し、業務代行料の削減に努めているが、引き続き経常経費や2館(弁天町市民学習センター、難波市民学習センター)の賃料負担を軽減する必要がある。		
見直しの 考え方	・財政状況が厳しいなか、更なる業務代行料の削減に努める。 ・賃料負担の軽減を図る。		
見直し内容	・利用料金制度の導入による業務代行料及び経常経費の削減を図る。 ・移転等による賃料負担の軽減を図る。 ・移転にあたっては、市民の利便性に配慮する。		
見直しによる効果	・利用料金制度の導入により、指定管理者の自主的な経営努力が発揮され、市民サービスの向上につながる。 ・移転にあたっては、市民の利便性や適正な場所の確保などに考慮し、市民学習センターの機能を維持し、市民の学習活動の支援を継続できるように努める。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 【賃料負担をしている施設】 〔弁天町市民学習センター〕 オーク2番街7階 (港区弁天1-2-2-700) 〔難波市民学習センター〕 OCATビル4階 (浪速区湊町1-4-1)	(見直し後) 本市施設の活用により、コスト縮減を図る ※移転にあたっては、現状と同程度の立地条件を確保することは困難である。しかしながら、市民の利便性や施設規模、市民学習センターの機能を維持できる移転場所を検討する。																					
参考 (他都市事例など)	本市のように主要ターミナルに市民学習センターを設置している都市はないが、類似施設を設置している主な都市は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th><th>生涯学習センター等</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市</td><td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>札幌市</td><td>1</td><td>公民館1</td></tr> <tr> <td>横浜市</td><td>18</td><td></td></tr> <tr> <td>名古屋市</td><td>17</td><td></td></tr> <tr> <td>京都市</td><td>2</td><td>公民館4</td></tr> <tr> <td>神戸市</td><td>1</td><td>公民館7</td></tr> </tbody> </table>		都市名	生涯学習センター等	その他	大阪市	5		札幌市	1	公民館1	横浜市	18		名古屋市	17		京都市	2	公民館4	神戸市	1	公民館7
都市名	生涯学習センター等	その他																					
大阪市	5																						
札幌市	1	公民館1																					
横浜市	18																						
名古屋市	17																						
京都市	2	公民館4																					
神戸市	1	公民館7																					

【個別シート】

事業名称	クラフトパーク		
担 当 (問い合わせ先)	教育委員会 生涯学習部市民学習振興担当	TEL 6208-9151	
平成20年度予算額	247,644千円	見直しによる 削減見込み額	▲168,451千円
現行制度 の内容	ガラス工芸、陶芸、その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行うことにより、市民の工芸に関する創作活動を支援するとともに、工芸の普及を図り、市民の文化の向上及び生涯学習の振興に寄与することを目的に、手作り工芸の総合施設として、平成11年に設置している。		
現行制度の 課題・問題点	平成18年度から公募による指定管理者制度を導入し、業務代行料の削減に努めているが、引き続き経常経費を削減する必要がある。		
見直しの 考え方	・現在実施している創作教室(吹きガラス、陶芸、木工等の9教室、基礎・本科・専科等の各コース)や体験教室などについて、市民ニーズの分析を行い、講座内容を精査する。 ・更なる業務代行料の削減に努める。		
見直し内容	・受講ニーズに合わせた講座等の実施に努める。 ・利用料金制度の導入による業務代行料の削減等、経費の削減を図る。		
見直しによる効果	・利用料金制度の導入により、指定管理者の自主的な経営努力が発揮され、市民サービスの向上につながる。 ・受講者のニーズに合った講座を、限られた経費で効率的に実施できるように努める。		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 【講座内容】 ・創作教室(9工房・9教室) ・自由創作教室 ・体験教室等 ・夏期短期集中講座 など	(見直し後) 受講ニーズの分析を行い、ニーズに応じた 講座内容の実施
参考 (他都市事例など)		

【個別シート】

事業名称	難病患者等に対する見舞金の廃止		
担当 (問い合わせ先)	健康福祉局 障害者施策部障害福祉企画担当	6208-7994	
平成20年度予算額	112,462千円	見直しによる 削減見込み額	▲112,462千円
現行制度 の内容	・基準日現在(9月1日)で、進行性筋萎縮症に罹患している方、大阪市小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患している18歳未満の方、大阪府特定疾患医療費援助事業の対象疾患に罹患している方で、大阪市内に住所を有する方に難病見舞金を支給する。(社会福祉施設等に入所している方は除く) ・平成19年度実績 年1万円を8,997人に支給。		
現行制度の 課題・問題点	・本事業については、昭和50年度から個人に現金を給付する事業として実施してきたが、見直しをする必要がある。 ・個人に対する所得保障を目的とした給付ではなく、見舞金のような給付金については、障害者の自立と社会参加を目的としたホームヘルプサービスなどの福祉サービスとして、サービス自体を給付する施策に転換してきたところである。		
見直しの 考え方	・個人給付であり、廃止する。 ・個人に対する所得保障を目的とした給付ではなく、見舞金のような給付金については、障害者の自立と社会参加を目的としたホームヘルプサービスなどの福祉サービスとして、サービス自体を給付する施策に転換してきたところである。今後は、在宅福祉サービス等を有効に活用していただけるよう努めていきたい。 ・なお、各医療費を助成する制度(大阪府特定疾患医療費援助事業、大阪市小児慢性特定疾患治療研究事業)は継続。		
見直し内容	難病見舞金を廃止する。		
見直しによる効果	削減見込額 給付金 110,000千円(@10,000円 × 11,000人) 事務費 2,462千円(郵送代等)		

見直し実施 による影響 (モデルケース)	(現行) 約9,000人の難病患者に対し、年額1万円の見舞金の支給を行っている	(見直し後) 個人給付であるので廃止を検討し、在宅福祉サービス等の有効活用に努める。
参考 (他都市事例など)	他の政令指定都市の状況 17政令指定都市中 13市で実施なし 仙台市、千葉市、さいたま市で実施 大阪府は平成8年度で廃止	